



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年5月12日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
環境生活政策課	生物多様性企画監	江崎	内線 2920
			直通 058-272-8231
			FAX 058-278-2605

特定外来生物「カミツキガメ」の捕獲について

特定外来生物である「カミツキガメ」が瑞穂市の長良川右岸で捕獲されましたので、お知らせします。

疑わしい個体を発見した場合は、むやみに近づかず、お住まいの市町村または県岐阜地域環境室、各県事務所にご連絡ください。

記

1 捕獲状況

- (1) 通 報 日 令和7年5月9日（金）
- (2) 捕獲場所 瑞穂市長良川右岸（穂積大橋上流50m付近の河川区域内）
- (3) 捕獲個体 1体（背甲長4cm、体重11g、性別不明、幼体）
- (4) 経 緯
 - 5月9日 コクチバスの見回りを実施していた長良川漁業協同組合員が発見・捕獲したと、岐阜市を通じ県岐阜地域環境室に連絡
 - 5月12日 県職員が発見者から捕獲個体を回収。専門家により「カミツキガメ」と同定
県職員が発見場所付近で、他にカミツキガメがいないかを調査

<今回、捕獲された個体>



2 今後の対応

発見場所周辺の調査を実施
ホームページによる注意喚起及び情報収集

【参考】

○カミツキガメとは

◇形態

背甲長50cm程度に達する大型種、背甲には3本の隆条があり、後端はぎざぎざ、腹甲は小さい、四肢は強靱で頭部が大きい、尾は長く雄の方がより長くなる。

アメリカ大陸において自然分布。

◇影響

捕食による淡水生物相への影響、競合による在来の淡水カメ類への影響、漁具の損壊、ヒトへの咬傷。

水草や水生昆虫、小型のカメ類などさまざまなものを採食するため、淡水生物相に広く影響を及ぶ。



詳しくは

岐阜県ホームページ「岐阜県生態系被害防止外来種リスト・ハンドブック」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/420704.html>

○特定外来生物とは

生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼすものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）により、動植物あわせて162種(最終更新：令和6年7月1日)が指定されている。

なお、カミツキガメは平成17年の法律施行当初から特定外来生物に指定されている。